**サテライト設置届 提出書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）**

**■ 届出について**

・**設置前に事前協議**を行ってください。

１.サテライトを新たに設置する場合

２.既に設置しているサテライト事業所を移転する場合

事前協議は**来庁**での受付となります。事前に電話にて来庁日時の予約をしてください。

・届出の期限は変更日から10日以内となっていますが、できる限り事前に届け出てください。

**■ 届出方法**

・原則電子申請・届出システムで提出してください。

※システムでの提出が難しい場合は、郵送で送付してください。届出の写しを希望する場合は、返送先住所・宛名を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

**■ 提出書類（以下のとおり）**

・内容によって以下の**①～④**のとおり必要となる届出が変わります。

サテライト設置と同時に区画変更届や廃止届が必要な場合は、サテライト設置届と一緒にご提出ください。

**①サテライト設置場所に指定事業所等がない場合**

サテライト設置の届出のみ

**②サテライト設置場所に既に他の指定事業所があり、その区画を変更し一部をサテライトとして使用する場合**

（例：A事業所のサテライトを同一法人が運営するＢ事業所（訪問介護）の一部を使用して開設する場合）

A事業所のサテライト設置届　と　B事業所の専用区画変更届　が必要

**③既存事業所を廃止しその場所をサテライト事務所として使用する場合**

（例：B事業所を廃止しその場所をA事業所のサテライトとして使用する場合）

A事業所のサテライト設置届　と　B事業所の事業廃止届　が必要

**④その他**

場合によって提出書類が異なりますので直接お問い合わせください。

**【サテライト設置届】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更する事項** | **提出書類** | **留意点** |
| **訪問看護ステーションの出張所の設置** | **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定に係る記載事項**  **（付表第一号（三））**  **・訪問看護事業（介護予防含む）の運営規程**  **・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(サテライト用)**  **・申請者（法人）所有の事業所でない場合は賃貸借契約書の写し**  **・分譲マンションや公団等マンションの一画に事業所を置く場合は管理規約の写し**  **・サテライト事業所の平面図・案内図**  **・サテライト事業所内外の写真カラー**  **・組織体制図**  **・誓約書** | サテライトの設置と同時に区画変更や事業廃止がある場合は他に届出が必要となります  サテライトの設置に伴い拠点事業所の実施地域等の項目が同時に変更となる場合、内容により「付表3」も必要になります。  拠点事業所等を移転する場合はサテライトの設置届と併せて移転の届出が必要となります。 |

※健康保険法（医療保険給付関係）に基づく変更の届出については、近畿厚生局に提出する必要があります。届出が必要な事項、様式等は異なりますので、詳細は下記へお問合せください。

近畿厚生局指導監査課　０６－４７９１－７３１６

　　〒540-0011　大阪市中央区農人橋１－１－２２大江ビル８階

**（参考）その他の届出について**

**【専用区画変更届】**

サテライト設置場所に既に他の指定事業所があり、その区画を変更し一部をサテライトとして使用する場合は、

専用区画の変更届も必要となります

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更する事項** | **提出書類** | **留意点** |
| **区画の変更** | **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・事業所の平面図※**  **・事業所内外の写真(カラーに限る)（変更部分のみ）**  ※介護施設等の建物の一画に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので、当該施設のフロア図も必要となります。 | 同一所在地に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合は、当該事業所の届出が必要になる場合があります。 |

**【廃止届】**

既存事業所を廃止しその場所をサテライト事務所として使用する場合は**当該廃止事業所**の廃止届も必要となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **届出内容** | **提出書類** | **留意点** |
| **廃止届** | **①廃止・休止届出書（様式第一号（七））**  **②利用者に対する措置状況（任意様式）※1**  ・廃止に際し利用者○人に対して、どこの事業所へ引き継いだのか等記載してください。  ・利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。  **③指定書（原本）**  ※③が提出できない場合は、④⑤を提出してください。  ④指定書（原本）を提出できない理由書  ⑤法人の印鑑登録証明書 | ・補助金等を受け開設した事業を廃止する  場合は、当該補助金の精算手続きが必要となることがあります。  ※1廃止・休止・再開届出書(様式第４号)の「現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は不要。 |